

○厚生労働省令第十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第四十条の二第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第
一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第二(第八十一条関係)		別表第二(第八十一条関係)	
一	(略)	一	(略)
二・三	(略)	二・三	(略)
四	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの 一 四 (略)	四	理学診療用器具のうち、次に掲げるもの 一 四 (略)
五	手術用ロボット (略)	五	(新設) (略)
六	(略)	六	(略)
七	(略)	七	(略)
八	(略)	八	(略)
九	(略)	九	(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。